## ご遺族の方へ

## お亡くなりになった方の手続きについて

このたびは謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族におかれましては今後市役所や、その他の関係機関での様々なお手続きが必要となる 場合がございます。

市では市役所へ死亡届をご提出いただいた届出人の方へ、必要な手続きのご案内をお渡しいたします。申請いただく手続きについて、ご遺族のご負担を軽減し、スムーズに手続きが進められるよう、皆様のお手続きの一助となれば幸いです。



## おくやみコーナーのご案内 (予約制)

個室を使用し、落ち着いた環境で、ご遺族の市役所での手続きをワンストップで行います。 ※一部の手続きは、担当課を案内する場合があります。

○予約方法 : 来庁希望日の前日までに電話にてお申し込みください。

(ご予約時に、亡くなられた方の氏名、生年月日、お越しになる方の氏名、

生年月日、住所などをお伺いします。)

○予約電話番号:相馬市役所市民課 0244-37-2138

※ご予約の状況によっては、ご希望日に添えない場合もありますので、ご了承願います。

○受付場所: 相馬市役所市民課(相馬市役所1階)

○準備物 : 相続人代表者の印鑑、通帳、故人の保険証、受給者証など

(詳しくは、各課の手続きをご確認願います。)

ご不明な場合は、事前にご連絡をいただき、ご予約日の前日までに手続きに必要な持ち物を、 電話またはメールで案内します。

## 【各課の主な手続き】

担当課	各制度など	チェック	手続き内容
市民課	世帯主変更		新しい世帯主をご家族で相談のうえ、届出をしてください。
(市役所1階)			なお、二人世帯の場合、残りの世帯員が自動的に新たに世帯
0 2 4 4 - 3 7 - 2 1 3 8			主となりますので、届出は必要ありません。
	印鑑登録証明書		登録抹消になりますのでお返しください。
	住民基本台帳力		<b>カードと印鑑</b> を持参し、返納手続きをしてください。
	ード		※マイナンバーカードや通知カードなどのマイナンバーを
			確認できるものをお持ちの場合は、保険金の請求等の手続き
			で使用する可能性がありますので、相続等すべての手続きが
			終了するまで保管してください。
			※死亡記載のある戸籍謄本等を必要とされる場合は、死亡

担当課	各制度など	チェック	手続き内容
			届を提出されてから交付まで1週間程度かかりますので、ご 了承ください。
保険年金課	国民健康保険証		葬祭費が支給されます。支給は口座振込となりますので、 東ナの大の変み等帳 15円壁 へ舞り場からの東ナギル
(市役所1階) 0244-37-2140			要主の方の預金通帳と印鑑、会葬礼状などの喪主が確認で きるもの、亡くなられた方の国民健康保険証を持参してく
0244 01 2140			tion.
			なお、世帯主変更がある場合は、 <u>世帯全員の国民健康保険証</u>
			を持参してください。
			保険証の返還
	後期高齢者医療		葬祭費が支給されます。支給は口座振込となりますので、喪
	被保険者証		主の方の預金通帳と印鑑、会葬礼状などの喪主が確認できる
			もの、亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証を持参してください。
			後期高齢者医療保険被保険者証の返還
	年金		未支給年金、死亡一時金、遺族年金などの請求手続きがあり
	. —		ます。
			亡くなられた方が加入していた年金制度や受給していた年
			金の種類、ご遺族の状況によって、該当する手続き内容や手
			続き場所が異なりますのでご案内します。
高齢福祉課	介護保険証		資格が喪失されますのでお返しください。
(市役所1階)	【介護認定を受		高額介護(予防)サービス費の支給がある場合、受け取りの
0 2 4 4 - 3 7 - 3 0 6 5	けている場合】		権利を引き継ぐための申請が必要です。
			※対象者かどうかはお越しの際に高齢福祉課で確認します
			(持参するもの) 申請者の通帳またはキャッシュカード
			また、障がい者控除の対象である場合、申請書の記入をお願いしております。
			※対象者かどうかはお越しの際に高齢福祉課で確認します
			(持参するもの) 申請者の身分証明書
	各種高齢サービ		緊急通報システム等を利用している方が亡くなられた場合
	ス他		は利用停止の届出が必要です。
社会福祉課			身体障害者手帳、療育手帳などの返還
(市役所1階)			(持参するもの) <b>各種手帳</b>
0 2 4 4 - 3 7 - 2 1 0 9			重度心身障害者医療費受給者証などの返還
			(持参するもの) <b>重度心身障害者医療費受給者証、相続人代</b>
> ビルタ府細	《字羊松人		表者の通帳  対の時に世帯員が9人以上であった世帯で、周の日本未上学
こども家庭課 (市役所1階)	災害義援金		被災時に世帯員が2人以上であった世帯で、県や日本赤十字 社などの住宅に係る災害義援金の受取人である世帯主の方
0244-37-2204			がお亡くなりになったときは、世帯員の一人が受け取りの権
			利を引き継ぐことになります。

担当課	各制度など	チェック	手続き内容
こども家庭課 (市役所1階) 0244-37-2204			また、死亡義援金の受取人がお亡くなりになったときは、配 偶者または直系の遺族が受け取りの権利を引き継ぐことに なります。 被災時に単身世帯であった方がお亡くなりになった場合も 手続きがあります。
	【住宅等が全壊 または半壊の義 援金を受け取っ ていた方が亡く なった場合】		○被災時の世帯員が2人以上であった場合 世帯主と同居していた世帯員が新たな受取人となります。 (持参するもの) <b>通帳またはキャッシュカード</b> ○被災時の世帯員が単身であった場合 全壊または半壊の義援金の受け取りの権利はなくなります。
	【死亡義援金を 受け取られてい た方が亡くなっ た場合】		○直系の遺族がある場合 新たな遺族の方が次の順位で受給者となります。同居の有無 は問いません。 順位 1配偶者 2子 3父母 4孫 5祖父母 6直系の 兄弟 (持参するもの) 相続関係の分かるもの(戸籍謄本、遺産 分割協議書など)、通帳またはキャッシュカード
			<ul><li>○配偶者または直系の遺族がいない場合</li><li>死亡義援金の受け取りの権利はなくなります。</li></ul>
税務課 (市役所 1 階)	相続人代表の届 出		亡くなられた方に対して、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢医療者保険料、介護保険料が課されている場合は、相続人代表者の指定に関する手続きが必要になりますので、 <b>印鑑</b> を持参ください。
	固定資産税,軽自 動車税		亡くなられた方が、市県民税,固定資産税,軽自動車税,国 民健康保険税,後期高齢医療者保険料,介護保険料が課され ている方の代納者(納税管理人)となっていた場合は、今後 の納税に係る代納者を指定する手続きが必要になりますの で、 <b>印鑑</b> を持参ください。
税務課 (市役所1階) (市民税係) 0244-37-2127	住民税 国民健康保険税 後期高齢医療保 険料 介護保険料		納税義務者が亡くなられた場合は、相続人の方に納税義務が継承されますので、課税状況等をお伝えします。
	軽自動車税		亡くなられた方の所有の軽自動車等については、下記の取扱いとなりますので廃車または名義変更の手続きをお願いします。

担当課	各制度など	チェック	手続き内容
			・相馬市ナンバー:相馬市役所 税務課
			・福島ナンバー :軽自動車検査協会 福島事務所(四輪)
			(電話050-3816-1837)
			福島運輸支局(125cc 超の二輪)
			(電話050-5540-2015)
			南相馬自家用自動車組合
			(電話0244-23-2850)
			又はお買い求めになられた車両販売店等に
			ご相談ください。
税務課	土地・建物の相続		相続人が確定していない場合は、法定相続人の間で協議のう
(市役所1階)	登記完了までの		え、相続人代表者を決めていただき、相続登記が完了するま
(固定資産税係)	期間にかかる納		での期間、相続人代表者の方に納税通知書等の書類を発送さ
0 2 4 4 - 3 7 - 1 2 8	税通知書等の送		せていただくことになります。(※なお、この届出は、相続す
	付先		る資産の所有権を定めるものではありません。)
	土地・建物の相続		相続による所有権移転の登記が完了したときは、登記した年
	登記後の固定資		の翌年から、登記簿上の所有者が納税義務者になります。
	産税納税義務者		
	未登記家屋の所		亡くなられた方の名義となっている未登記の家屋につきま
	有者変更		しては、未登記家屋に係る所有者変更の届出が必要になりま
			す。
税務課(市役所1階)	市税の振替口座		亡くなられた方の口座から市税の引き落とし(口座振替)を
(税制係)	の停止手続き		していた場合は、解約の手続きが必要になりますので、印鑑
0 2 4 4 - 3 7 - 2 1 2 6			を持参ください。
(収納係)			亡くなられた方が納税貯蓄組合に加入されていた場合は、届
0 2 4 4 - 3 7 - 2 1 2 9	の届出		出に必要な用紙をお渡しさせていただきます。
	,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
建築課(市役所2階)			亡くなった方が市営住宅に入居されていた場合は建築課で
0 2 4 4 - 3 7 - 2 1 7 8			諸手続きがありますので、 <b>印鑑</b> を持参してください。
農業委員会			亡くなった方が農業者年金を受給されていた場合は、農業委
(市役所2階)			員会の届出が必要となります。 <b>農業者年金証書</b> を持参のう
0244-37-2190			え、手続きをお願いします。
			亡くなった方が農地を所有していた場合は、新たに農地を相
			続される方の届出が必要になります。相続登記がお済みにな
			りましたら、 <b>登記完了済証</b> を持参のうえ、手続きをお願いい
			たします。
農林水産課	森林の土地の所		亡くなった方が森林を所有していた場合は、新たに森林を相
(市役所2階)	有者届出		続される方の届出が必要となります。届出に必要な用紙をお
(農地林務係)			渡しさせていただきます。
0 2 4 4 - 3 7 - 2 1 5 1			